

# 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 情報公開規程

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会(以下「当法人」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第 2 条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第 3 条 第 8 条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第 4 条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備置き又はインターネットの方法により行うものとする。

### (公告)

第 5 条 当法人は、貸借対照表その他法令に規定する文書について、公告を行うものとする。  
2 前項の公告については、定款第 47 条の方法によるものとする。

### (公表)

第 6 条 当法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。  
2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

### (書類の事務所備置き)

第 7 条 当法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又はその全部又は一部を謄写させるものとする。

### (事務所備え置きの書類)

第 8 条 前条の事務所備置きの対象とする書類は別表 1 に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中「保存期間」として備置き期間を表示しているものについては当該備置き期間分の書類を、備置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

#### (閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 当法人の事務所備置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所の総務課とする。

2 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

#### (閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費相当額の負担を求め、これに応じる。

#### (管理)

第11条 当法人の情報公開に関する事務は、総務課が所管する。

#### (改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### (委任)

第13条 その他情報公開に関し必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この規程は、令和7年8月7日より施行する。

別表 1

対象書類等の名称	備え置き期間
1 定款	
2 (1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	1年 (年度末まで)
3 (1)各事業年度の事業報告書 (2)貸借対照表及び損益計算書 (3)これらの附属明細書、財産目録 (4)監査報告書	5年
4 (1)役員等名簿 (*1) (2)役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 (3)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5年
5 評議員会議事録	10年
6 理事会議事録	10年
7 会計帳簿 (*2)	10年

(\* 1) 評議員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外（ただし、裁判所の許可を得た者はこの限りでない）

(\* 2) 評議員に限る（ただし、裁判所の許可を得た者はこの限りでない）

様式 1

閲覧（謄写）申請書

殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

- 1 定款
- 2 (1) 事業計画書  
(2) 収支予算書  
(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 3 (1) 各事業年度の事業報告書  
(2) 貸借対照表及び損益計算書  
(3) これらの附属明細書、財産目録  
(4) 監査報告書
- 4 (1) 役員等名簿  
(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程  
(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
- 5 評議員会議事録
- 6 理事会議事録
- 7 会計帳簿（評議員に限り閲覧・謄写ができます。）

## 樣式 2

## 閱 覧 受 付 簿